

志賀町出産祝金交付要綱

志賀町出産祝金交付要綱（平成 17 年志賀町告示第 9 号）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この告示は、志賀町出産祝金（以下「祝金」という。）の交付に関し志賀町補助金等交付規則（平成 23 年志賀町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（祝金の対象及び目的）

第 2 条 祝金の交付の対象は、次条に定める対象となる者がその子を出産したときに祝金を交付することにより、子育てに伴う家計の負担軽減を図り、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

（対象となる者）

第 3 条 祝金の交付の対象となる者は、町に住所を有し、出産した乳児を養育する父又は母のいずれかとし、かつ、出産した乳児が交付決定の時点で生存しており、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 出産の日の 1 年前から町に住所を有しているもの
- (2) 出産の日の 1 年前から町に住所を有していないときは、転入した日から 1 年間、町に住所を有したもの

2 町長は、前項の規定にかかわらず、対象となる者及びその配偶者が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、補助金の交付対象者としなないことができる。ただし、分納誓約書等により、適正かつ確実な納付が見込まれるときは、交付対象者とするすることができる。

- (1) 志賀町税条例（平成 17 年志賀町条例第 54 号）第 3 条に規定する町税
- (2) 志賀町国民健康保険税条例（平成 17 年志賀町条例第 128 号）第 1 条に規定する国民健康保険税
- (3) 志賀町児童福祉施設に関する費用徴収規則（平成 17 年志賀町規則第 58 号）第 2 条第 1 項に規定する保育料

3 町長は、前項の規定において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者とするすることができる。

（祝金の額）

第 4 条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、子の順位については、養育している順位とする。

- (1) 第 1 子の出産 50,000 円
- (2) 第 2 子の出産 100,000 円
- (3) 第 3 子以降の出産 150,000 円

2 祝金は、志賀スタンプ会又は富来商工会の商品券とする。

（交付の申請）

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定により祝金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、祝金交付申請書（様式第 1 号）を出産した日から 30 日以内に町長に提出しなければならない。ただし、第 3 条第 1 項第 2 号に該当する者は、1 年間町に住所を有した時点から 30 日以内に申請しな

ればならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、町税等納付状況調査同意書とする。

(決定の通知)

第6条 町長は、規則第6条の規定により祝金の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、祝金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(祝金の交付)

第7条 祝金の交付を受けようとする前条の決定通知を受けた者は、次に掲げる書類を持参し、希望する商工会の窓口にてこれを受領するものとする。

- (1) 祝金交付決定通知書
- (2) 祝金受領書（様式第3号）
- (3) 受領者本人の身分を証明する書類
- (4) 印鑑

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。